

令和6年9月20日

【照会先】栃木労働局労働基準部賃金室

賃金室長 齋藤 豪徳

賃金係長 杉本 彩矢香

(電話) 028(634)9109

報道関係者 各位

**栃木県最低賃金（10/1～、1,004円）周知のための
公労使連携による街頭広報の実施について**
～公労使連携による当該取組みは栃木県では初めて！～

- 1 栃木県最低賃金が令和6年10月1日から改正されることに伴い（現行954円→改正後1,004円（50円UP））、栃木労働局（局長・川口秀人）、連合栃木（会長・吉成剛）、栃木県経営者協会（会長・青木勲）が連携し、下記のとおり街頭広報活動を実施します。
- 2 なお、公・労・使が共に街頭に立ち、法令遵守を目的とした広報活動を行う取組みは、栃木県では初めてのこととなります。

記

①日 時

令和6年10月1日（火）午後4時～（午後4時30分頃終了予定）

②場 所

JR宇都宮駅西口・ペDESTリアンデッキ（2階（屋外））

③広報内容（配布物）

最低賃金額及び賃上げに係る国の支援策を記したチラシ（別添）を
ポケットティッシュに入れ、通行人に配布。